

企業研修誘致コーディネート業務委託企画提案競技実施要領

1 目 的

県内各地域の特性や強みを生かした企業研修等を誘致することで、宿泊等による経済効果を県に広げるとともに、大都市圏との交流・関係人口増加や、企業との協業による地域課題解決につながることを期待される。

そこで、地方での企業研修の支援実績を持つ民間事業者のノウハウを活用し、県内市町村や研修受入団体等（以下「市町村等という。」）と連携しながら、研修コンテンツ開発等の受入環境を整えるとともに、企業研修の最適地としての宮崎の魅力を戦略的に発信し、企業研修等の誘致に取り組むものである。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 企業研修誘致コーディネート業務
- (2) 業務内容 企業研修誘致コーディネート業務委託仕様書による

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

5 委託費用（委託上限額）

3, 598, 540円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※履行までに要する全ての経費を含む。

6 参加資格要件

次の（1）から（9）までの全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 国、都道府県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者。
- (7) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

7 日 程

- | | | |
|-----|------------|---------------------|
| (1) | 実施公告 | 令和5年6月16日(金) |
| (2) | 参加申込期限 | 令和5年6月23日(金) 午後5時 |
| (3) | 質問書受付期限 | 令和5年6月23日(金) 午後5時 |
| (4) | 企画提案書等提出期限 | 令和5年6月30日(金) 午後5時 |
| (5) | 企画提案書の審査 | 令和5年7月 4日(火) ※ 書類審査 |
| (6) | 審査結果通知 | 令和5年7月 5日(水) 予定 |

8 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出方法 本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式第1号を提出すること
- (2) 提出先 本要領14(書類提出及び問合せ先)を参照
- (3) 提出期限 令和5年6月23日(金) 午後5時
※送信後、2日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

9 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メールで様式第2号を提出すること
- (2) 提出先 本要領14(書類提出及び問合せ先)を参照
- (3) 提出期限 令和5年6月23日(金) 午後5時
※送信後、2日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。
- (4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3営業日以内に回答するものとする。
ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

10 企画書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書等提出様式(別紙様式3)
 - ② 企画提案書(任意様式)
 - ③ 見積書(任意様式) ※内訳が分かるように記載すること。
 - ④ 誓約書(別紙様式4)
 - ⑤ 法人概要書(別紙様式5)
 - ⑥ 法人概要(既存資料・パンフレットで可)
- (2) 提出方法等
 - ① 提出方法 上記(1)の書類をデータ形式PDFファイル(書類は印刷した際にA4サイズとなるようにすること)とし、電子メールで提出すること。なお、ファイル合計のデータ容量が5MBを超える時は電子メールを分割し送信すること。
 - ② 提出先 本要領14(書類提出及び問合せ先)を参照
 - ③ 提出期限 令和5年6月30日(金) 午後5時まで(必着)
※送信後、2日以内(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

1 1 審査等

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

(3) 審査結果の通知

令和5年7月5日（水）に、申込者に文書で通知する。

1 2 契約の締結

県は、上記11の審査において選定した事業者と委託契約を締結する。

1 3 その他

(1) 今回の企画提案競技への参加に要する経費については、申込者の負担とする。

(2) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(3) 次のいずれかに該当するときは、その申込を無効とする。

ア 申込者が上記6の参加資格要件を満たさない場合

イ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

ウ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

(4) 受託者は、契約の締結時に契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を県に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2号各号に該当し、県が同項により納付を免除する場合を除く。

(5) 委託料は、精算払いにより支払う。

1 4 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課海外誘致・MICE担当（担当：鈴木）

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7530

E-mail:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp